

受動喫煙防止対策の新たなルールが始まります①



KENKO FIRST TOKYO

保育所、幼稚園、小・中・高校などは
敷地内禁煙です!




保育所 幼・小・中・高など

改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例により、
受動喫煙による健康影響を未然に防止するため、
2019年9月から、
学校などでは、敷地内(屋内・屋外)に喫煙場所を設置できません。


 新しいルールをみんなで守って
受動喫煙のない街を実現しましょう!

東京都福祉保健局

【学校等について】

保育所、幼稚園、小中高等学校は、
屋外も含め、敷地内完全禁煙

受動喫煙防止対策の新たなルールが始まります②



【飲食店について】

店頭「禁煙か、喫煙できる場所があるか」がわかる標識掲示

【掲示する標識の例】

喫煙できるかできないか
飲食店の入口で
分かります

喫煙専用室あり
Designated smoking room available

禁煙
No Smoking

東京都受動喫煙防止条例に基づき、
2019年9月から
飲食店の店頭
喫煙・禁煙の標識が掲示されます。

喫煙のお問合せは下記まで
受動喫煙防止対策相談窓口 0570-069690 (もくもくせう)

高橋ファースト大塚
高橋尚子さん

東京都福祉保健局

①禁煙標識

禁煙
No Smoking

【備考】①は、喫煙禁止の表示です。

小規模表記 禁煙標記
禁止吸烟 금연

※中国語・韓国語による表記です。表示されません。

SMOKING

【備考】②は、喫煙が可能な表示です。

全席で喫煙が可能です。
全部席均可吸烟/全部席均可吸烟
전체에서 흡연 가능합니다

小規模表記 喫煙標記
有专用吸烟室 흡연전용실 있음

※中国語・韓国語による表記です。表示されません。

②喫煙専用室設置施設等標識

喫煙専用室あり
Designated smoking room available

【備考】②は、喫煙が可能な表示です。

小規模表記 喫煙標記
有专用吸烟室 흡연전용실 있음

※中国語・韓国語による表記です。表示されません。